

いじめ防止基本方針策定協議会（第1回）

議 事 次 第

- 1 日 時 平成25年8月13日（火）15:00～17:30
- 2 場 所 文部科学省11階 省議室
- 3 議 事 (1) いじめ防止対策推進法及びいじめ防止基本方針について
(2) 文部科学省におけるこれまでのいじめの問題への取組について
(3) その他
- 4 配付資料
資料1 いじめ防止基本方針策定協議会の設置について
資料2 いじめ防止対策推進法の公布について
資料3 平成25年6月19日衆議院文部科学委員会 会議録
資料4 平成25年6月20日参議院文教科学委員会 会議録
資料5 いじめ防止基本方針の骨格イメージ
資料6 文部科学省におけるいじめの問題への取組について
資料7 今後の議論の進め方（案）

いじめ防止基本方針策定協議会の設置について

平成 25 年 8 月 7 日
初等中等教育局長決定

1 趣旨

第 183 回国会（常会）においていじめ防止対策推進法（以下「法」という。）が成立し、平成 25 年 6 月 28 日に公布された。法は、公布の日から起算して 3 月を経過した日から施行することとされている。

法では、いじめの防止等の基本理念や対策の基本となる事項を示しており、国、地方公共団体、学校の設置者、学校及び学校の教職員・保護者の責務等を明らかにするほか、国及び学校に「いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という。）を義務づけ、地方公共団体には基本方針の策定に努めるよう求めている。

国の基本方針は、いじめ防止のための対策を、総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針であり、地方及び学校における基本方針の策定にあたっては、国の基本方針を参酌することとされている。

本協議会は、国の基本方針策定の検討にあたり、学校関係者や学識経験者などの多様な協力者の参画を得て、より実効的な対策を講じるため設置するものである。

2 検討事項

- (1) いじめ防止基本方針の策定について
- (2) その他

3 実施方法

- (1) 別紙の学識経験者等の協力を得て検討を行う。
- (2) 必要に応じ、別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見等を聴くことができるものとする。

4 実施期間

平成 25 年 8 月 13 日から平成 25 年 9 月 30 日までとする。

5 その他

この検討会に関する庶務は、初等中等教育局児童生徒課において処理する。

いじめ防止基本方針策定協議会協力者

(50音順)

安倍 徹	静岡県教育長
新井 肇	兵庫教育大学大学院教授
尾上 浩一	公益社団法人日本PTA全国協議会会長
小泉 与吉	台東区立台東育英小学校長、全国連合小学校長会調査研究部長
國分 康孝	スクールカウンセリング推進協議会代表、東京成徳大学名誉教授
實吉 幹夫	東京女子学園中学高等学校理事長・校長
高田 晃	宇部フロンティア大学人間社会学部福祉心理学科教授、 同大学大学院人間科学研究科（修士課程）臨床心理学専攻研究科長
田中 栄一	福岡市立吉塚中学校長
野島 忠夫	栃木県立栃木農業高等学校長
野原 晃	埼玉県熊谷市教育長
藤川 大祐	千葉大学教育学部教授、同大学教育学部生涯教育課程長
森田 洋司	大阪市立大学名誉教授、大阪樟蔭女子大学前学長
山浦 勝雄	江戸川区立葛西第三中学校長
山田 由紀子	弁護士

いじめ防止基本方針の骨格イメージ

はじめに

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 基本的考え方

- (1) いじめの問題克服に向けた基本的考え方
- (2) いじめの定義

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

- (1) いじめの防止
- (2) いじめの早期発見
- (3) いじめの対処
- (4) 家庭や地域との連携について
- (5) 関係機関との連携について

第2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめ防止等のために国が実施すべき施策

- (1) いじめの防止
 - 道徳教育等の推進及び子どもの主体的な活動の推進
 - いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保
 - いじめの防止等のための対策に従事する人材の資質向上
 - いじめの普及啓発
- (2) 早期発見
 - 教育相談体制の充実
 - いじめに関する調査等の実施
- (3) いじめの対処
 - 多様な外部人材の活用等による問題解決支援
 - インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応
 - 関係機関との連携促進

2 いじめ防止等のために地方公共団体が講ずべき施策

- (1) 地方いじめ防止基本方針の策定
- (2) いじめ問題対策連絡協議会等の設置

- (3) 地方公共団体が実施すべき施策
 - ① 地方公共団体として実施すべき施策
 - ② 学校の設置者として実施すべき施策

3 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

- (1) 学校いじめ防止基本方針
- (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
- (3) 学校におけるいじめ防止等
 - ① いじめの防止
 - ② いじめの早期発見
 - ③ いじめの対処
 - ④ 学校における生徒指導体制
 - ⑤ 学校評価の留意点、教員評価の留意点
 - ⑥ 家庭や地域との連携について

4 重大事態への対処

- (1) 重大事態の定義
- (2) 学校及び学校の設置者の調査等
- (3) 報告を受けた地方公共団体の長、都道府県知事の再調査等

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- ・ 基本方針の見直し検討

今後の議論の進め方（案）

第1回 8月13日（火） 15：00～17：30

- ・法律の概要などの説明
- ・質疑、意見交換

第2回 8月26日（月） 15：00～17：00

- ・関係団体ヒアリング

第3回 9月5日（木） 13：00～17：00

- ・協議①

第4回 9月第3週

- ・協議②

第5回 9月第4週

- ・とりまとめ